

日本型直接支払推進交付金交付要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日 27 農振第 2222 号
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 2 農振第 3591 号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 日本型直接支払推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 3 条第 3 項に規定する多面的機能発揮促進事業の推進を目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業
- (2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第 4 別表の区分の欄に掲げる 1 から 3 までの事業に係る経費の相互間の流用をしては

ならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第8 都道府県知事は、第5第1項による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9 都道府県知事は、第7第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(概算払の請求)

第12 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出するものとする。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(事業遅延の届出)

第13 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

い。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第14 都道府県知事は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したときは（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第17 都道府県知事は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第16第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第18 地方農政局長等は、第10第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項（括弧書を除く。）の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19 都道府県は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第21 都道府県知事は、交付事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

- 第 22 都道府県は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第23に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第 23 都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第 24 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第4及び第10から第23まで（第12、第16及び第20を除く。ただし、第23は間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る。）の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付すると

きは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - (2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 4 都道府県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあつては、第 7 による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
 - 5 都道府県知事は、第 1 項第 3 号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
 - 6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
 - 7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2222 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2343 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2675 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3591 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定により交付された日本型直接支払推進交付金については、なお従前の例による。

別表（第3、第4及び第11関係）

区分	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業	(1) 都道府県が実施要綱別紙1の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
	(2) 実施要綱別紙1の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(3) 実施要綱別紙1の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事又は市町村長が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	(1) 都道府県が実施要綱別紙2の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額	経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
	(2) 実施要綱別紙2の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(3) 実施要綱別紙2の第3の規定に基づいて推進組織が	定額		

	<p>行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>			
<p>3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業</p>	<p>(1) 都道府県が実施要綱別紙3の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(2) 実施要綱別紙3の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p> <p>(3) 実施要綱別紙3の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減</p>	<p>国庫交付金の30%以内の減</p>

別記様式第1号（第5関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務
局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1. 交付金交付申請額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

2. 事業の内容等

添付書類のとおり

- (注) 1 添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付すること。
- 2 地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の内容に変更があるときは、変更後の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

別記様式第2号（第10関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務
局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇^{（注1）}し〔、金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け〕^{（注2）}たので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

1. 交付金交付申請額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

2. 事業の内容等

添付書類のとおり^{（注3）}

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）金額に変更がない場合は、〔 〕の部分を除くこと。

（注3）添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付することとし、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第12関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 [※] 殿
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿

北海道にあつては
農林水産大臣 [※]
農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては
〇〇農政局長 [※]
官署支出官 〇〇農政局総務部長、
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長 [※]
官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第12の規定により、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。[※]

記

1 請求金額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円
計	金	円

2 請求金額の内訳

〇〇年〇月〇日現在

区 分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備考
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高		
1 多面的機能支 払交付金に係 る推進事業 (1) 都道府県推進 事業 (2) 市町村推進事 業 (3) 推進組織推進 事業	円	円	円	%	円	
2 中山間地域等 直接支払交付 金に係る推進 事業 (1) 都道府県推進 事業 (2) 市町村推進事 業 (3) 推進組織推進 事業						
3 環境保全型農 業直接支払交 付金に係る推 進事業 (1) 都道府県推進 事業 (2) 市町村推進事 業 (3) 推進組織推進 事業						

3 事業遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 多面的機能支 払交付金に係る 推進事業 (1) 都道府県推進 事業 (2) 市町村推進事 業 (3) 推進組織推進 事業	円	円	%	円		
2 中山間地域等 直接支払交付金 に係る推進事業 (1) 都道府県推進 事業 (2) 市町村推進事 業 (3) 推進組織推進 事業						
3 環境保全型農 業直接支払交付 金に係る推進事 業 (1) 都道府県推進 事業 (2) 市町村推進事 業 (3) 推進組織推進 事業						

(注) 「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

4 事業の完了予定 年 月 日

(注) [※] について

第14(状況報告)において、概算払請求書をもって当該報告する場合のみ記入することとし、記載しない場合は3の表中の事業の遂行状況欄は空欄とすること。

別記様式第4号（第13関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））ため、日本型直接支払推進交付金交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること

（注2）交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第14関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務
 局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 多面的機能支払交付金に係る 推進事業 (1) 都道府県推進 事業 (2) 市町村推進事 業 (3) 推進組織推進 事業	円	円	%	円		
2 中山間地域等 直接支払交付金 に係る推進事業 (1) 都道府県推進 事業						

(2) 市町村推進事業						
(3) 推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業						
(1) 都道府県推進事業						
(2) 市町村推進事業						
(3) 推進組織推進事業						

(注)「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

別記様式第6号（第15第1項関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務
 局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり事業を実施したので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

[また、併せて精算額として日本型直接支払推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。]

記

1. 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
2. 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
3. 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

- (注) 1 精算額がない場合は、[] の部分を除くこと。
2 添付書類として、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付することとし、市町村及び推進組織に対し交付金を交付している場合にあつては、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業の経費の配分の推進事業に要する経費（又は要した経費）欄の市町村推進事業及び推進組織推進事業の枠内に、市町村及び推進組織への交付を完了した年月日について、「 〇〇年〇〇月〇〇日に交付完了」と追記すること。
3 軽微な変更があつたときは、交付決定を受けた日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書のコピーに変更箇所を括弧で囲み、修正後の内容を枠内に記載し添付すること。
4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付すること。

別記様式第7号（第15第2項関係）

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
 北海道にあつては農林水産大臣、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
 事務局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助金	(A) のうち 年度内支出済 額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号 (第15第4項関係)

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務
局長

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた日本型直接支払推進交付金について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第15第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第22関係）

財 産 管 理 台 帳

都道府県（事業主体）名 _____

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管日本型直接支払推進交付金					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分								
								国庫交 付金	都道府 県費	市町村 費	その他						
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 23 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

日 本 型 直 接 支 払 推 進 交 付 金 調 書

国			地方公共団体名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、別表の区分の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 11 号（第 24 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。